

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

告 示

- 飲酒運転根絶重点区域の指定 (総合交通対策課) 一
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (社会福祉課) 二
- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (警察本部会計課) 四

○ 宮城県告示第七十九号
宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。
平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域 仙台市青葉区国分町一丁目から 三丁目まで	指 定 日 平成二十年一月三十日	指 定 期 間 平成二十年一月三十日から平成 二十二年三月三十一日まで
---------------------------------------	---------------------	---

○ 宮城県告示第八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同法第十五条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第十五条第六項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社木村土建
 - 2 住所 宮城県東松島市大塩字五台二十三番地二
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩一
- 二 産業廃棄物処理施設の設置場所
宮城県東松島市大塩字荻窪六十二番一、三十二番八、六十三番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、廃プラスチック類
- 五 申請年月日
平成十九年八月十日
- 六 縦覧場所等
 - 1 縦覧場所 廃棄物対策課及び石巻保健所
 - 2 縦覧期間 平成二十年二月一日から平成二十年三月三日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 七 意見書の提出期限等

石巻市中央二丁目	平成二十年一月三十日	平成二十年一月三十日から平成二十二年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	平成二十年一月三十日	平成二十年一月三十日から平成二十二年三月三十一日まで
大崎市古川北町一丁目、台町及び東町	平成二十年一月三十日	平成二十年一月三十日から平成二十二年三月三十一日まで

- 1 提出期限 平成二十年三月十七日
- 2 提出場所 廃棄物対策課施設班
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東北内分沁研究会

- 一 代表者の氏名 須田 俊宏

- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区星陵町一番一号

- 三 定款に記載された目的 この法人は、東北地方の医療従事者に対して、内分泌代謝学の啓発、広報、卒後教育に関する事業を行い、東北地方での内分泌疾患患者の適正な診断、治療を含めた内分泌代謝学の更なる発展に寄与することを目的とする。

- 四 申請のあつた年月日 平成二十年一月十七日

○宮城県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 佐野 武夫 （さの接骨院）	施 術 所 の 所 在 地 塩竈市泉沢町十七・八	指 定 年 月 日 平成十九年十一月一日
阿部 伸一	多賀城市下馬三・六・二十三	平成十九年十二月二十 六日

○宮城県告示第八十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる
保安林の種類

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区	三四七・二一
北上川下流	三〇三・九五
石巻地区	三三三・五二
迫川地区	一、〇五一・四七
江合川上流	七三二・八六
鳴瀬川上流	一、二七一・三七
江合川下流	〇・八四
鳴瀬川下流	二四五・一四
黒川地区	一、三五二・三三
仙台地区	一、七四一・四二
白石地区	二五・四二
本吉地区	八・〇八
北上川下流	一八・七〇
石巻地区	八三・二四
迫川地区	一七六・六七
江合川上流	二六〇・四七
鳴瀬川上流	一〇・三〇
江合川下流	四五・一四
鳴瀬川下流	五〇・六六
黒川地区	二〇六・六四
仙台地区	五・二〇
白石地区	二七・九八
仙台市	一八・九七
石巻市	
気仙沼市	

干害防備保安林

土砂流出防備保安林

白石市	三・四〇
角田市	二・〇八
登米市	七・一九
栗原市	〇・八七
東松島市	三・八〇
大崎市	五七・七六
七ヶ宿町	五・一四
柴田町	〇・九六
丸森町	二・七二
大和町	四・二四
大郷町	〇・二二
加美町	六・六二
女川町	一四・〇二
南三陸町	〇・七四
石巻市	一八・七六
気仙沼市	二・〇二
東松島市	〇・〇六
女川町	一・〇二
本吉町	〇・四六
南三陸町	二・〇〇
宮城北部	二〇・七〇
宮城南部	七・一〇

保健保安林

○宮城県告示第八十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条及び第三十九条の規定に基づき道路の区域を平成十九年十一月十九日次のように変更した旨、東北地方整備局長から通知があった。

その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間東北地方整備局及び福島工事事務所並びに宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百十五号
 三 道路の区域

変更の区間 伊具郡丸森町筆甫字下南山二〇番一地先から 同町筆甫字下南山二六番一地先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	一三・八 一・一三	二、二二五・〇

○宮城県告示第八十五号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
 石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所の所在地
 石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 届出の内容
 理事に就任した者

氏名	住所
松川 源吉	石巻市南境字竹下九十八番地
梶原 宗一	石巻市南境字竹下二十八番地
梶原 敬信	石巻市南境字中斉四十八番地
勝又 和雄	石巻市水明南一丁目一番三十四号
三浦 義武	石巻市南境字埴六十九番地一
遠山 純一	石巻市南境字後谷五十番地
梶原 武	石巻市南境字中斉四十六番地

○宮城県告示第八十六号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年二月一日

<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次とおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十年二月一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 仙台西道路トンネル信号システム中央装置等賃貸借一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十年一月二十三日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井リース事業株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号</p> <p>五 落札金額 七千三百七十一万円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成十九年十二月七日</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次とおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十年二月一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借(W19・1)六一八式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 組合の名称 富谷町大清水土地区画整理組合</p> <p>二 事務所の所在地 黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三</p> <p>三 設立認可の年月日 平成十二年十月二十三日</p> <p>四 変更認可の年月日 平成二十年一月二十五日</p>
	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 組合の名称 富谷町大清水土地区画整理組合</p> <p>二 事務所の所在地 黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三</p> <p>三 設立認可の年月日 平成十二年十月二十三日</p> <p>四 変更認可の年月日 平成二十年一月二十五日</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次とおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十年二月一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 仙台西道路トンネル信号システム中央装置等賃貸借一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十年一月二十三日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N E C リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号</p> <p>五 落札金額 九千八百六十九万二千二十円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成十九年十二月七日</p>

公 告